

天龍

広報

第 111 号

2006年1月26日

— 私たちの村 —
 — 1月1日現在 —
 人口 2,018 人
 男 936 人 女 1,082 人
 世帯数 928 世帯

発行 天龍村役場
 編集 総務課
 印刷 齋藤印刷所

村内のワンちゃんたち

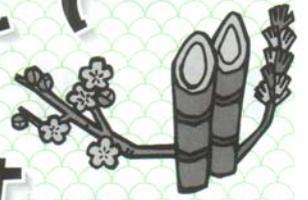


あけまして
 2006年
 1月26日



「税金は 日本を支える 大きな柱」

あけまして おめでとう ございます



年頭のごあいさつ
天龍村議会議長 村澤 庄治

あけましておめでとうござ
います。村民の皆様には希望に
満ちた明るい新年を迎えられ
たこととお慶び申し上げます。
ここ数年来、国内外では地
震・台風等による家屋の倒壊・
水害による流出により、尊い
人命まで失われております。
幸いに当地方は、地震・台風
共に直接の影響もなく一年が
経過する中で、何時発生して

もおかしくないと言われてい
る東海沖地震への備え等、日頃
より心掛けが大切と思います。
昨年村内では三月末に十方
峡バイパスが完成し供用開始
となり、長年の信号機による
交互通行が解消され、車の往
来に大変便利になりました。
村の情勢は、若い人達の村
外流出により、少子高齢化・
過疎化に依然として歯止めが

かからず、村政発展にブレレ
キとなっておりま。これら
の問題を一日も早く打開し、
活性化を図るべく、村長さん
をはじめ議会議員一丸となっ
て精力的に取り組んでおると
ころであります。当面観光面
に重点を置き取り組み、交流
人口を確保し、活性化に向け
ての施策に力を注いでおり、
駅前駐車場の完成により観光
バスを誘致し、昨秋の行楽
シーズンにはその成果も着々
と実績となって現れ始めてお
ります。今年も、一層期待で

きるものと確信しているとこ
ろであります。
また、重要な課題である少
子高齢化解消に向け、村民の
皆様のご協力をいただき、一
丸となってI・Uターン対策
を進めなければなりません。
ぜひともご協力をお願いする
ところでございます。

国が行財政改革推進による
地方分権に関わる三位一体の
改革により、地方交付税・国
庫補助金等今後ますます減額
され、村財政も年々厳しくな
り、今後の村づくりに大きな
負担となつて参ります。また、
お隣が飯田市・浜松市となり、
平成の大合併が進む中、自助・
協働による村づくりに行政・
村民一体となつてよりよい村
づくりに汗を流し、小さくて
も他に誇れる村づくりに、共々
力を注ぐときと思ひます。
本年も、皆様の付託に応え
るべく、行政と共に精一杯村
政に取り組む所存でございます。
今年も良い年であり、皆
様方のご健勝とご多幸をお祈
り申し上げます。年頭のご
あいさつといたします。



年頭にあたり
天龍村長 大平 巖

明けましておめでとうござ
います。麗日光華、平成18年の
新春を、皆様それぞれに睦ま
じく、ご家族と共に越年され、
希望多き年を迎えられた事、心
からお慶び申し上げます。
昨年は国の内外において、
大きな天変地変による災害や
大きな交通事故などにより、
大勢の人命が失われ、まだそ
の被害から脱出出来ないで、
難儀をされている方々に心か
らお見舞い申し上げ、一刻も早
い復旧を御祈念申し上げます。
さて、国が目標としている

行財政改革については、地方
分権を目指す三位一体の改革
も未だ難航し、所期の目的ど
おりには進んでいない現状で
あり、その一方で、是に對
応した市町村合併も予想以上
に進み、国全体の44%が減少
するなど、激動の時代を反映
する結果となっております。
そうした中、本村は余儀な
くとはいえ自立の道を選択、
厳しい環境の中、それぞれが
創意工夫をこらして課題に取
り組み、活力と魅力ある村づく
りへと努力してまいります。

昨年末には、各位にご協力頂
き行政改革大綱も出来、今後の
村づくりへの規範として、尊重
し実施して参りたいと思ひます。
施策として、地域振興のメ
インとして観光振興を標榜し
て来ましたが、その手始めの
駅前開発の観光バス駐車場に
ついては、広報等でお知らせ
のとおり予想以上の誘致が出
来ましたが、まだまだ外貨獲
得への対応が充分出来ず、反
省と共に今後への希望も開け
た事について、第2・第3と
企画したく今調査研究中です
ので、是非参画を含め知恵を
おかしください。
また、福祉面でも介護保険
法の改正や障害者支援法など、

新しい対応も余儀なくされて
きており、このほか最大の問
題となりつつある少子高齢化
問題など大きな課題が山積し
ております。
その中でも、子供は村の宝、
村の将来が懸かっております。
少しでも負担を軽減し、子育て
の支援をと、医療費の無料化制
限枠を中学卒業まで延ばしま
す。こうした一部の内容の中に
も困難がいろいろありますが、
今、時代は創意・工夫・実行
が求められている時であり、
多くの皆さんの知恵を頂きな
がら、再船出の「天龍丸」の
航路平安あらん事を乞ひ願つ
て、年頭のご挨拶と致します。
今年も宜敷お願いいたします。

議会だより

第4回 定例会

補正予算などを審議

平成17年第4回天龍村議会定例会が12月16日に開会し、22日までの7日間の会期で行われ、左記の議案について審議され、原案どおり可決されました。

「可決された案件」

- 特殊勤務手当支給条例の一部改正について
内容：福祉業務手当の廃止及びバス運転手当について見直すものです。
○天龍村福祉医療給付金条例の一部改正について
内容：現在小学校就学前の児童について乳幼児医療費として一部負担を支給していますが、平成18年4月から、給付金の支給を中学校卒業まで拡大するものです。
○下伊那郡土木技術センター組合を組織する町村数の減少及び組合規約の一部変更について
○下伊那自治センター組合を組織する市町村数の減少及

び組合規約の一部変更について
○下伊那郡町村公平委員会組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の一部変更について
○長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減について
○南信州広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び組合の事務処理並びに規約の変更について
○南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び規約の変更、事務所の移転について
内容：いずれも市町村合併に伴う町村数の減少に係る規約の変更等です。

「補正予算」

- 平成17年度天龍村一般会計補正予算(第5号)
○平成17年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成17年度 補正予算

Table with 4 columns: 会計名, 補正前の額, 補正額, 計. Rows include 一般(第5号), 国民健康保険(第2号), 村営水道(第4号), 村営下水道事業(第4号).

「継続審査」

○平成17年度天龍村営水道特別会計補正予算(第4号)
○平成17年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第4号)

先月の9月定例会で議決された案件の継続審査となり、総務会中の継続審査となり、総務

「意見書」

- 看護職員の大規模増員を求める意見書
○患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書
○高校改革プランの実施計画策定を先延ばしし、県民合意の高校改革をすすめることを求める意見書
以上3件はいずれも12月26日付で関係大臣ほかへ送付しました。

「一般質問」

- 坂本達春議員
一、区域外通学について
○野竹正孝議員
一、役場職員への退職勧奨について
二、特養、養護、デイサービスへの派遣職員について
三、おきよめの湯、龍泉閣、農林業公社の雇用条件と採用方法について
四、駅前駐車場の借地契約について
五、ダム湖の活用と観光開発について
六、村道、林道等の路面修繕について
七、村道、林道沿線の立ち枯れ木の除去について
八、大河内区のホタル育成と観光開発について
○佐藤正好議員
一、児童通学の安全対策について
二、中学生の海外研修について
三、文化センター「なんでも館」への資料館設置について
○関浦雅志議員
一、区域外通学について

新しい「天龍村行政改革大綱」が策定されました

社会経済情勢が大きく変化する中、今後の村の行政改革の進め方について審議を行った行政改革推進委員会（瀧澤一登会長）では、昨年12月、大平巖村長に対して新たな村行政改革大綱の策定に関する答申を行いました。

村ではこの答申に基づいて、平成10年に策定された行政改革大綱の見直しを行い、新しく「第4次 天龍村行政改革大綱」と大綱の具体的な年次計画である「天龍村集中改革プラン」を策定しました。

今後、村ではこの大綱を基に行政改革を進めますが、毎年度、集中改革プランの進捗状況の確認と内容の見直しを行い、環境の変化に柔軟に対応した効果的な行政改革を推進します。

第4次 天龍村行政改革大綱（抄）

第1 基本方針

1 はじめに

少子高齢化が進展し、厳しい財政状況の中、地方公共団体は自らが担う役割を重点化し、不断に行政改革に取り組んでいくことが求められています。天龍村では、総務省から新たに示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿い、村の現状を踏まえて、より一層の行政改革を推進するため、「第4次天龍村行政改革大綱」を策定しました。

2 実施期間

平成17年度から平成21年度までの5年間。

3 集中改革プラン

新大綱の取組の具体的な年次計画として「天龍村集中改革プラン」を策定します。

第2 行政改革の重点事項

1 行政の担うべき役割の重点化

- (1) 村民と村との地域協働の推進
集落創生交付金事業（村単独事業）、地区担当職員制度等の施策を通じて、協働型むらづくりを推進します。
- (2) 事務事業の再編・整理
限られた財源の中で、新たな行政課題に対応するため、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づいて事務・事業の見直しを絶えず行い、施策の重点化を図り、事務手続きの簡素・合理化を進めます。また、行政評価の効果的活用について研究します。
- (3) 民間委託等の推進と指定管理者制度の活用等
事務・事業全般について、メリットが生じるような民間委託等の可能性について検討します。指定管理者制度については、平成18年9月の指定管理者制度の移行期限に向けて、公の施設の区分毎に導入指針を策定して、その管理のあり方についての見直しを行います。
- (4) 天龍農林業公社と侷龍泉閣の経営の健全化
村の地域振興の要である侷天龍農林業公社と侷龍泉閣の更なる経営改革に積極的に取り組み、業務見直しや社員の効率的配置等を通じて経営の健全化を図るとともに、監査を強化し、点検評価の充実・強化を図ります。また、業務内容、経営状況、公的支援等については、適宜適切な議会への状況説明を行うとともに、住民に対する積極的かつ分かりやすい情報公開に努めます。

2 行政ニーズへの迅速かつ確な対応を可能とする組織

政策、施策、事務・事業のまとまりに対応した簡素で効率的な組織・機構に向けて、PDCAサイクルをもとに不断に組織の見直しを行います。社会福祉協議会への村職員の公益法人派遣については段階的に廃止の方向で取りやめ、今後退職時の補充採用では社協職員として新規採用します。

3 定員管理及び給与の適正化等

定員管理の適正化については、今後の行政需要の動向を踏まえた定員適正化計画を作成し、定員モデル・類似団体別職員数の状況は参考にするも、モデル試算値にとらわれず、更なる定員の適正化に努めます。また、給与の適正化に努め、定員・給与の状況は村広報で公表します。

4 人材の育成の推進

- (1) 村の人材育成に関する基本方針を必要に応じて見直し総合的な人材育成に努めます。
- (2) 新卒者（高校・大学）対象の職員採用については、競争試験制度の徹底を図ります。
- (3) 市町村間、県、村内外の民間会社との人事交流を積極的に推進します。
- (4) 公正かつ客観的な人事評価システムの研究をします。
- (5) 自らが率先して前向きで強い意識を持って改革に取り組む管理職を育成します。

5 公正の確保と透明性の向上

協働型むらづくりを推進し、村民と協働して行政改革を推進していくためには、村民等への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図ることが大変重要です。このため、よりきめ細やかで分かりやすい行政情報を村民へ提供し、パブリックコメント手続制度を活用するとともに、議会における政策審議の充実、監査の適正な実施により、議会や監査委員による監視機能の充実を目指します。

6 電子自治体の推進と行政サービスの向上

- (1) 情報セキュリティの確保に留意しながら、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（L G W A N）などの利活用を進めます。
- (2) 近隣町村との事務の共同処理や、CATVの地上デジタル放送への対応、CATV網を利用したインターネットの導入、及び必要に応じて各種情報システムの整備を進めます。
- (3) 職員一人ひとりが村民の声を認識し、窓口対応の改善、接遇の徹底、縦割り主義的対応の是正を行い、住民サービスの充実に努めます。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

- (1) 経費の節減合理化等財政の健全化
予算の歳出については、庁内に主要事業の見直しを行う検討会を設けるなど、事務・事業の見直しによって徹底的な節減合理化を図り、自主的、計画的に財政構造の改善に努めます。特別職及び一般職の給与等については、既に平成16年度から3年間の期限で抑制措置が実施されていますが、今後の取扱は再度検討します。
歳入歳出の状況等財政について、広報等を通じて公開します。
税負担公平の必要性等の観点から、的確な課税客体の把握とともに徴収率の一層の向上に取り組みます。また、地方財政制度の見直し等の動向を見極めながら、安定した財政基盤を確立するために、受益者負担の適正化について村民との対話・議論を行った上で、村税の税率、使用料・その他の収入等についての検討・見直しを行い、自主財源の確保に努めます。
- (2) 補助金等の整理合理化
様々な団体等に対する補助金については、庁内に検討会を設けて、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について十分検証し、必要に応じて、更に整理合理化を推進します。また、各種補助金について、補助目的が実情に合わなくなったものや補助効果の乏しいもの見直しや、終期の設定を行い、住民等に対する説明責任を果たしながら、計画的に廃止・縮減します。
- (3) 公共工事
公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組み、小規模な村道等の修繕については、小規模原材料支給事業で実施します。また、公共工事の入札・契約に対する村民の信頼を確保するため、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めます。
- (4) 公的施設
集会施設等の設置にあたっては、その目的、規模、利用見込み、維持管理経費等も考慮の上設置します。また、既存の公共施設の多目的利用をより一層推進します。

8 広域行政

南信州広域連合や南部総合事務組合等による広域行政の取組を推進します。また、南部総合事務組合における事務の共同処理に向けての研究を進めます。

9 議会

地方分権の進展に伴い、地方議会の役割がますます増大していることから、議会の機能強化、組織・運営の自主的な合理化に努め、執行機関に対する監視能力を自ら高めていく取組とともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組に努めます。

住宅火災警報器の設置が義務づけられます

住宅火災による死者を減らすために消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられます。飯伊地区においても、設置維持基準について南信州広域連合火災予防条例で定められました。

◆ 適用年月日

新築住宅 平成18年6月1日から（この日以降に着工する新築住宅）
既存住宅 平成21年6月1日から（全ての住宅に設置の必要があります）

◆ 設置場所

①寝室 ②階段 ③一定規模（7㎡）以上の居室が5以上ある階の廊下

◆ 購入場所

ホームセンターや電気店、消防設備取扱店で販売しています。
設置工事には、特別な資格は必要ありません。
配線のいらない電池式の製品もあります。

天井取り付け式



壁取り付け式



◆ 警報器の種類

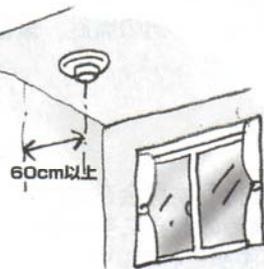
- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源（AC100V）を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。

設置上の注意点（天井・壁面の取付位置）

〈天井の場合〉

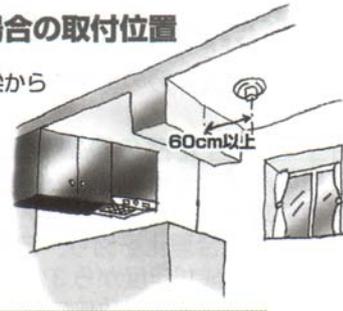
▼壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



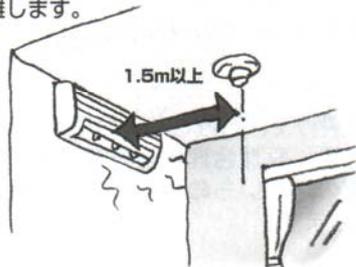
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



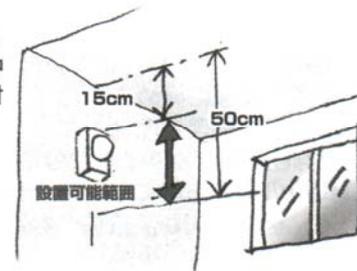
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



悪質な訪問販売（不適正な価格・無理強い販売など）にご注意



住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者にご注意下さい。
（火災警報器は、クーリングオフの対象です。）
国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器等は購入しないようにしましょう。
（日本消防検定協会の鑑定品には、「鑑定マーク」がついています。製品を購入される際の目安としてください。）



☆問合せ先

・財団法人日本消防設備安全センター「住宅火災警報器相談室」 ☎0120-565-911（フリーダイヤル）
・飯田広域消防本部予防課 0265-23-6002 ・阿南消防署 22-3344

平成17年度 国勢調査結果速報

天龍村の人口は

2,002人

男： 924人

女：1,078人

830世帯

地区別集計表

区分 地区名	人 口			世 帯 数					
	平成17年			平成12年 総 数	増減率	平成17年		平成12年	増減率
	男	女	総数			平成17年	平成12年		
為栗	1	2	3	3	0.0	2	2	0.0	
折立	10	9	19	22	△13.6	9	9	0.0	
清水	12	16	28	46	△39.1	12	14	△14.3	
西原	59	61	120	115	4.3	47	48	△2.1	
東原	80	98	178	153	16.3	68	61	11.5	
余野	15	14	29	32	△9.4	13	14	△7.1	
中央	25	42	67	78	△14.1	30	34	△11.8	
北	24	31	55	62	△11.3	23	21	9.5	
本町	27	33	60	82	△26.8	28	32	△12.5	
岡本	65	72	137	161	△14.9	64	71	△9.9	
長野町	44	36	80	95	△15.8	33	35	△5.7	
長野野	34	42	76	85	△10.6	35	42	△16.7	
南上	51	65	116	105	10.5	45	45	0.0	
南中	17	22	39	53	△26.4	19	22	△13.6	
栄町	29	31	60	75	△20.0	32	36	△11.1	
南下	42	48	90	108	△16.7	40	47	△14.9	
鷺巣	50	48	98	125	△21.6	42	53	△20.8	
十久保	14	14	28	38	△26.3	17	19	△10.5	
下山	17	16	33	39	△15.4	14	15	△6.7	
中井侍	25	31	56	63	△11.1	19	22	△13.6	
途中上平	9	9	18	20	△10.0	7	8	△12.5	
鷺巣宇連	6	6	12	13	△7.7	6	6	0.0	
松島	48	38	86	109	△21.1	40	56	△28.6	
長沼	3	2	5	6	△16.7	2	3	△33.3	
長島宇連	5	3	8	8	0.0	3	3	0.0	
養護	12	38	50	50	0.0	1	1	0.0	
特養	11	41	52	50	4.0	1	1	0.0	
小計	735	868	1,603	1,796	△10.7	652	720	△9.4	
福島	16	17	33	43	△23.3	17	20	△15.0	
倉の平	5	8	13	11	18.2	6	6	0.0	
坂部	23	16	39	57	△31.6	18	22	△18.2	
中組	9	10	19	21	△9.5	8	8	0.0	
戸口	12	18	30	34	△11.8	14	13	7.7	
大久那	15	21	36	39	△7.7	13	14	△7.1	
向戸	5	5	10	14	△28.6	4	4	0.0	
合方	57	53	110	106	3.8	56	49	14.3	
峠山	3	3	6	8	△25.0	3	3	0.0	
大河内	30	43	73	79	△7.6	25	26	△3.8	
梨畑	11	15	26	27	△3.7	12	12	0.0	
見遠	3	1	4	4	0.0	2	2	0.0	
小計	189	210	399	443	△9.9	178	179	△0.6	
合計	924	1,078	2,002	2,239	△10.6	830	899	△7.7	
飯伊地域	83,683	91,850	175,533	178,392	△1.6	58,024	56,899	2.0	
長野県	1,068,046	1,127,966	2,196,012	2,213,128	△0.8	779,575	757,542	2.9	

平成17年10月1日現在で全国一斉に行われた国勢調査の結果(速報)が公表されました。

今回公表されたのは、市町村別の総人口・男女別人口及び世帯数で、天龍村の総人口は、2,002人(男924人・女1,078人)、世帯数は830世帯となりました。

前回の平成12年調査に比べ、

5年間で人口が2337人(10・6%)、世帯数が69世帯(7・7%)の減となり、人口では長野県で5番目に高い減少率となっています。

依然として、若年層の都市部への流出やそれに伴う少子化、高齢化率の高さによる大きな自然減など、過疎化が深刻な状況にあります。今後、より一層の定住対策や高齢者

福祉などに取り組みが必要があると思われれます。

また今回の調査結果では、長野県の人口が昭和50年以降初めて減少となり、全国でも減少あるいは増加率の低下が顕著に表れています。過疎地域だけでなく、日本全体で「少子化時代」となっています。

この国勢調査の結果は、国をはじめ都道府県・市区町村

が将来を考察する大切な資料となり、私たちの暮らしの様々な分野に活かされていきます。

なお、今回の速報値は概数であり、集計が進む中で変動する場合があります。

最後になりましたが、国勢調査へのご理解とご協力、誠にありがとうございました。

平成十八年度

住民税の申告について

して年末調整された方

3. 持参していただくもの

本年も住民税の申告時期が参りました。2月17日(金)から3月15日(水)の間、次ページの日程により申告相談を行いますので、給与や年金の源泉徴収票及び印鑑等ご持参いただき、最寄りの会場にて申告してください。

① 税務署から送付された申告書

1. 申告の必要な方

- ① 税務署から申告書が送られてきた方
- ② 医療費・寄付金・雑損控除等を受けようとする方
- ③ 譲渡または山林所得のあった方(この場合は税務署の確定申告を受けて下さい。)
- ④ 年金から所得税を引かれていた方

2. 申告をしなくてもよい方

- ① 税務署に確定申告書を提出された方
- ② 一力所からの給与所得のみで、勤務先で年末調整された方(2力所以上でも合算)

4. その他

◎ 所得税の還付申告について
次の方は、源泉徴収等で所得税が納めすぎになっている可能性があります。その場合には、確定申告をして税金の

払戻しを受けることができますので、必ず源泉徴収票を持参して各申告会場へお越しください。

① 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

② 源泉徴収された利子・配当などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くない方

③ 給与所得や退職所得のある方で、医療費・寄付金・住宅所得特別等の控除を受けることができる方

☆ 役場から申告のお知らせハガキを配布しませんので、必要に応じ申告してください。(但し、必要に応じて役場より連絡する場合があります。)

※年金受給者のみなさんへ

平成16年度の税制改正により、平成17年(今年の確定申告)から老年者控除が廃止になるのに伴い、年金の支払いから源泉徴収(所得税が引かれている)されている方は必ず確定申告が必要になります。年金支払いの書類で確認していただき、申告いただくよう



お願いします。

※申告のいろいろ

★ e-Tax (インターネット) 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告が出来るシステムです。詳しくは役場窓口にあるパンフレットまたは、ホームページをご覧ください。

★ 国税庁ホームページからも申告ができます。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
<http://www.nta.go.jp>

☆ お問い合わせ

総務課税務係
内線 135・136

「貸します詐欺」にご注意!

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者ダイレクトメール・携帯メールなどを送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手法の手口が急増しています。このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。被害にあわないよう十分ご注意ください。

☆騙されないための心構え三か条

- 1、取引関係のないところから突然送られてくる、「お金貸します」とのダイレクトメール・携帯メール等に注意。
- 2、融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意。
- 3、「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に問い合わせ。

「貸します詐欺」

被害ホットライン

☎ 03-5320-4775
(東京都貸金業対策課)

平成18年度 住民税申告相談日程表

月日	地区	時間	会場
2月17日(金)	鶯巣宇連・上平・中井侍	9:30~15:00	中井侍集会所
2月20日(月)	坂部	14:00~16:00	坂部集会所
2月21日(火)	十久保・下山	14:00~16:00	下山集会所
2月22日(水)	戸口・中組・大久那	14:00~16:00	戸口集会所
2月23日(木)	鶯巣・福島・倉の平	9:30~16:00	梅の里ふれあい館
2月24日(金)	向方・峠山・梨畑・見遠	9:30~16:00	向方老人憩いの家
2月27日(月)	大河内	14:00~16:00	大河内多目的集会施設
2月28日(火)	折立・清水・合戸	8:30~16:30	老人福祉センター1階事務室
3月6日(月)	西原・東原	〃	〃
3月7日(火)	余野・中央	〃	〃
3月8日(水)	北・本町・岡本	〃	〃
3月9日(木)	長野・長野町	〃	〃
3月10日(金)	南上・南中	〃	〃
3月13日(月)	栄町・南下・松島・長沼	〃	〃
3月14日(火)	上記で申告できなかった方	〃	〃
3月15日(水)	上記で申告できなかった方	8:30~15:00	〃

☆ 地区によっては、相談が開始時刻に集中しますと1時間程度お待ちいただくこともありますのでご了承願います。

平成18年度から 介護保険料区分が変更されます

65歳以上の方の保険料（平成18~20年まで同額）が、4月より変更されます。
4月に行われる介護保険料の改正により、保険料の負担区分の変更などが行われる予定ですので、今回はその内容をお知らせします。

65歳以上の人の介護保険料の決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。平成18年度から、所得が低い人の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階を見直しました。

65歳以上の人の保険料には、そのまちの介護サービス費用が反映されています

市区町村で介護保険の給付にかかる費用の一部が、みなさんの介護保険料でまかなわれています。市区町村によって必要な介護サービスは異なりますから、基準額も市区町村ごとに異なります。



$$\text{基準額} = \frac{\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(19\%)}{\text{市区町村の65歳以上の人の人数}}$$

チャートでわかるあなたの保険料

START!

対象者	保険料	所得段階
生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	第1段階
世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 ² +課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	第2段階
世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担率2段階以外の人	基準額×0.75	第3段階
世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額×1.0	第4段階
本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	第5段階
本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	第6段階



*1 老齢福祉年金とは？
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

*2 合計所得金額とは？
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※ 正式な保険料はまだ決定されていませんので、決定次第お知らせします。

☆ お問い合わせ 住民課住民福祉係

「内蔵脂肪 減らして防ぐ 生活習慣病」

人権教育表彰

天龍中学校で重点的に続けられている人権教育や、人権作文コンテストに多くの表彰が授与されました。

人権作文コンテスト

- 県大会優秀賞
南 成美さん
- 飯田地区最優秀賞
南 成美さん
- 飯田地区優秀賞
永嶺龍太郎さん

感謝状

- 長野地方法務局局長並びに長野県人権擁護委員連合会長
天龍中学校では3年連続の受賞となります。
- 法務省人権擁護局長並びに全国人権擁護委員連合会長

それぞれの感謝状はいずれも天龍中学校に授与されたもので、平成17年度の県及び国が主催した中学校人権作文コンテストにあたり、人権尊重思想の普及や人権意識の高揚に尽力されたことに対し表彰されたものです。それぞれの受賞おめでとうございます。

第38回 天龍梅花駅伝

平成18年2月19日回 (順延なし)
～午前11時役場前スタート～

※一般・学生のみなさんによるスタッフを募集しています。ご協力いただける方は事務局へご一報ください。



天龍村体育協会 TEL.32-3206

南部地区剣道大会

12月4日(日)に第36回南部地区少年剣道大会が泰阜中学校体育館で行われました。

当日は雪が降り大変寒い一日でしたが、選手達の気合いと保護者の方の声援で、会場は熱気に包まれました。天龍少年剣道クラブの選手達は、日頃の練習の成果を発揮し大健闘しました。結果は次のとおりです。

◎個人戦

- 小学生1・2年生の部
準優勝 村松康平(2年)
- 小学生5・6年生の部
第3位 秦菜央美(6年)

◎ヘルシーヤング賞

遠山博章(6年)

消防団出初式

輝かしい平成18年の新春を飾る恒例の天龍村消防団出初式が1月8日(日)に「文化センター」なんでも館」において挙行されました。

国会議員を始め多数の来賓を迎え、消防団長以下60名が出席し、今年一年の無火災・無災害を祈願しつつ、厳粛かつ整然と行われました。

式典では長野県消防協会と飯伊消防協会より退職者感謝状の授与、長野県消防協会長、飯伊消防協会長、村長、団長の功績がたたえられました。また、式典終了後全団員による市中行進が行われました。

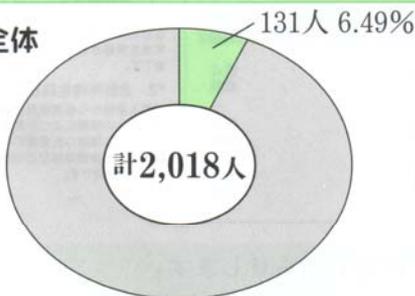


「あなたの提言ボックス」によせられた声 No.7

(平成17年12月25日 開箱分)

設置場	提言の概要及び提案者	回答・対応等
おきよめの湯	久しぶりに入浴、リラックス出来ました。冬の寒さで荒れた肌(手)等に、少額なもので結構ですからハンドクリームを売ってはどうですか。(村民)	ご利用ありがとうございます。ハンドクリームはフロントに見本として自由に使えるよう「馬油」を置いてあります。購入するには少し高値でありますので、もう少し手軽に購入出来るものを置くように検討します。なお、サービスで脱衣所にクリーム等の化粧品を見本として置くことにより、お客様が気に入って購入して貰える事がありますが、黙って持って行かれるお客様がおり、そこまでは管理出来ないのが事実です。

全体



天龍村の 成年生まれの 人の割合

